[岡山市ホームレス対策事業について]

(福祉援護課福祉係 担当神原)

〇ホームレス対策について

平成14年制定「ホームレスの自立の支援等に対する特別措置法」とこれに基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」がベース

〇岡山市のホームレス対策について

[平成20年度まで]

「基本方針」3にある「ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針」 に沿って、"既存施策の実施や充実の際に、ホームレス問題にも配慮して実施する。" →実質は特記することなし

*参考:平成19年1月のホームレス数(市の目視調査による):60人

- ※ ホームレス数は市民全体から見るときわめて少数・・・税を使う市の施策としての疑問
- ※ ホームレスは1人1人状況が異なる・・・行政が不得意な分野

→できることをやる:費用のかからない「健康相談」を行ってみる(平成20年度~)

[平成21年度~]

- ・ 平成20年秋のリーマンショック・・いわゆる "派遣切り"、"雇いどめ" により、住む場所を失った人=ホームレス状態を余儀なくされる人が多数出る。
 - *「派遣村」・・・岡山市においても同様の状況が現れる可能性
- ・ その状況から、国が施策を拡充・・・シェルターを建設しない「借り上げ」方式の導入 補助率100%に
- ★ それを受けて、岡山市でも平成21年8月補正予算で、「借り上げシェルター + 相 談事業」のホームレス対策事業を同年12月25日に契約し、スタートする。

<委託事業について>

- 岡山市が「仕様」を示して、その内容の業務を受託してもらえる会社、団体等と契約して、業務を行ってもらう「委託契約」・・効果や責任は市へ帰属
- ※この事業については、企画競争により、たまたま民間の任意団体(現在はNPO)が受託した(契約関係)・・・よって、この事業自体は「市民協働事業」とは考えていない
 - * 現在の枠組みの中で、市が、NPO等と事業を行うとすれば、「委託契約」、「補助

金交付」、「事業共催」ぐらいか?

【私見】

- 共通の理念や目標(目的)にむかって情報を交換・共有して"一緒にやっていく"関係 ~~前提は「信頼関係」~~
 - ~~個人に対して、団体に対して~~
- * もともと、手探りで事業を開始した。
- * 試行錯誤を繰り返す中でそれぞれの考え方、やり方、得意分野・不得意分野(できること・できないこと)の情報を共有して事業を進めている。
- * およそ利益を生み出すものでない。
- * ホームレスの人のためにどうするのが、何をするのがよいのか を考える。
 - →「生活保護を受給したら終わり」ではない
 - →「自立して、納税者となって費用を返す」